

NPO法人松江音楽協会 会員規程 別表

2026/3/20

会 員 種 別			会 費	会 員 資 格 期 間	会 員 の 権 利 及 び 特 典	備 考
正 会 員	(1) 一般会員	法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、アーティスト会員以外の者とする。	【入会金】 なし 【年会費】 個人 3,000円 団体 5,000円	毎年7月1日から翌年6月30日までとする。 退会または除名された場合を除き、1年毎に自動延長する。	● 総会に出席して表決権を行使することができる。 ● 法人が主催・共催する催事の企画及び運営に参画することができる。 ● 法人からの情報提供(会報・催事予定等)を受けることができる。	
	(2) アーティスト会員	法人の目的に賛同して入会した個人のうち、演奏の実演、指導、作詞・作曲等、自ら日常的に音楽活動をしていることを理事長が認定した者とする。	【入会金】 なし 【年会費】 個人 3,000円	毎年7月1日から翌年6月30日までとする。 退会または除名された場合を除き、1年毎に自動延長する。	● 総会に出席して表決権を行使することができる。 ● 法人が主催・共催する催事の企画及び運営に参画することができる。 ● 法人からの情報提供(会報・催事予定等)を受けることができる。 ● 法人が保有するアーティストリストに掲載し、依頼があった場合は紹介を受けることができる。 ● アーティスト活動のうち、法人の活動目的に合致する催事について、法人の公式SNS等で広報のサポートを受けることができる。	● アーティスト会員の認定を取り消された場合も、正当な理由がない限り、正会員の資格を喪失することはない。
賛 助 会 員	(3) 協賛会員	法人の組織運営や事業活動を支援する目的で、活動資金等を法人に提供する高校生以上の個人又は団体とする。	【入会金】 なし 【協賛金】 個人 1口 1,000円（3口以上） 団体 1口 10,000円（1口以上）	協賛金を納入した日から、翌年の3月31日までとする。	● 法人からの情報提供(会報・催事予定等)を受けることができる。 ※ 特典の詳細については、欄外に記載。	
	(4) ボランティア会員	法人の主催・共催する催事の運営に、自らの意志によって無償で協力する高校生以上の個人とする。	【入会金】 個人 1,000円 【年会費】 なし	毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 退会または除名された場合を除き、1年毎に自動延長する。	法人からの情報提供(会報・催事予定等)を受けることができる。	● 法人はスポーツ安全保険に加入し、ボランティア活動における傷害事故を補償する。

入会金・年会費・協賛金等の支払い方法

- (1) 現金の場合 申込書に添えて事務局にお支払いください。
- (2) 口座振込の場合 下記口座にお振り込みください。振替手数料はご負担ください。
山陰合同銀行 島大前支店
(普通)3792260
みずほ銀行 松江支店
(普通)1729055
- (3) 口座自動振替の場合（正会員のみ） 所定の口座振替依頼書を事務所に提出してください。
振替手数料は法人が負担いたします。

※協賛会員の権利及び特典

- 個人会員**
- 3口(3,000円)以上……ニューイヤーオペラコンサートご招待(1名様)
 - 10口(10,000円)以上…上記に加え、法人のホームページにご芳名掲載可
 - 20口(20,000円)以上…上記に加え、法人の指定する公演のご芳名掲示可
- 団体会員**
- 1口(10,000円)以上…法人のホームページにご芳名掲載可
ニューイヤーオペラコンサートご招待(2名様)
 - 2口(20,000円)以上…上記に加え、法人の指定する公演にご芳名掲示可
 - 5口(50,000円)以上…上記に加え、法人制作の動画プログラムにご芳名掲載可